

第83回全日本学生ヨット選手権大会

帆走指示書

- 「NP」 艇からの抗議の根拠とはならない。これは規則60.1(a)を変更している。
「SP」 レース委員会から審問なしに、またはプロテスト委員会の審問により、スタンダード・ペナルティが課せられる。

1. 規則

- 1.1 本大会は、『セーリング競技規則 2017-2020』（以下、『規則』という）に定義された規則を適用する。
1.2 規則の定義にある規則(g)には全日本学生ヨット連盟で入手することができる、以下の文書が含まれる。
(1) 全日本学生ヨット連盟規約
(2) 470級学連申し合わせ事項
(3) スナイプ級学連申し合わせ事項
(4) 「DP」艇体への大学名表示に関する申し合わせ事項
1.3 付則Pの「セール番号」を「セール番号または艇の識別番号」に置き換え適用する。
1.4 SCIRA規則の「国内及び選手権大会の運営規定」は、同規定9.1に定められたレースを行う最大風速に関する規定を除き適用されない。
1.5 規則41に以下を追加する。
『(e) 自チーム内での情報の交換。』
1.6 規則60.1(b)に以下を追加する。
『ただし、艇は自チームの他艇から受けた損傷または傷害に基づいて、救済要求を行うことはできない。』

2. 競技者への通告

- 2.1 競技者への通告は、大会本部東側に設置された公式掲示板に掲示される。
またFacebook上に設けられる、第83回全日本学生ヨット選手権大会サイトにアップされる。
サイトの不具合等は、艇からの救済の要求の根拠とはならない。これは規則60.1(b)を変更している。

3. 帆走指示書の変更

- 3.1 帆走指示書(以下、『指示』という)の変更は、それが発効する当日の08:30までに掲示される。
ただし、レース日程の変更は、前日の17:30までに掲示される。

4. 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、大会本部南側に設置された信号柱に掲げられる。
4.2 陸上で回答旗が掲揚された場合、レース信号回答旗中の『1分』を『40分以降』と置き換える。
4.3 「NP」「SP」陸上で音響信号1声と共にD旗が掲揚されるまで、艇は出艇してはならない。
予告信号は予定時刻以前、またはD旗が掲揚された後40分以前に発せられることはない。
D旗がクラス旗の上に掲揚された場合、当該クラスのみ適用する。

5. レース日程

- 5.1 予定されるレース日程とレース数は次のとおりとする。

	470級	スナイプ級
11月 1日 (木)	3	3
11月 2日 (金)	3	3
11月 3日 (土)	3	3
11月 4日 (日)	2	2
合計	11	11

本大会で計画された全レースを行うため、当日までの計画に対して1レースを越えないまで、レースを前倒して行う場合がある。

- 5.2 レース日の08:30よりブリーフィングを行う。
レース日の470級の最初の予告信号予定時刻は10:00とし、スナイプ級の予告信号はその後に適宜発せられる。

- 5.3 1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを注意喚起するために、予告信号を発する少なくとも5分以前に音響信号1声とともにレース委員会信号艇に『オレンジ色のスタート・ライン旗』を掲揚する。
- 5.4 11月4日は、12:00を超えて予告信号が発せられることはない。

6. クラス旗

- 6.1 クラス旗は次のとおりとする。

クラス	クラス旗
470級	白地に青色の470級の形象
スナイブ級	白地に赤色のスナイブ級の形象

7. レース・エリア

- 7.1 【添付図A】に、「レース・エリア」を示す。

8. コース

- 8.1 【添付図B】に、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含む「コース図」を示す。
- 8.2 予告信号以前に、レース委員会信号艇に艇が帆走するコースおよび、最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

9. マーク

- 9.1 マーク1. 2. 3p. 3s. 4p. 4sはオレンジ色の円錐形ブイ、マーク1Aは赤色の円筒形ブイとする。
- 9.2 スタート・マークは、レース委員会信号艇とポートの端とスターボードの端に各々あるレース委員会艇とする。
- 9.3 フィニッシュ・マークは、スターボードの端にあるレース委員会艇と、ポートの端にあるレース委員会艇、または黄色の円筒形ブイとする。
- 9.4 指示11に規定する新しいマークは、黄色の三角錐形ブイとする。

10. スタート

- 10.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上で『オレンジ色のスタート・ライン旗』を掲揚しているポールの間とする。
- 10.2 スタート信号の4分以降にスタートする艇は、審問なしに『スタートしなかった「DNS」』と記録される。これは規則A4. A5を変更している。
- 10.3 「NP」規則30.3を用いた場合、「UFD」と記録された「艇の識別番号」は、一連のスタートが完了後、レース委員会信号艇のスターンに掲示される。この掲示は、次の一連のスタートの最初のクラスの予告信号、またはレース委員会が「本日これ以上レースを行わない」の信号を発するまで行われる。
- 10.4 レースが再スタートまたは再レースとなった場合に掲示される規則30.4に抵触した「艇の識別番号」は、次のレースの予告信号以前にレース委員会信号艇のスターンに掲示される。これは規則30.4を変更している。
- 10.5 「NP」「DP」他のスタートの手順の間、予告信号が発せられていない艇は、【添付図C】に示された「スタート・エリア」を回避していなければならない。
- 10.6 スタートがゼネラル・リコールとなった場合、艇に注意喚起するために、レース委員会信号艇以外のレース委員会艇に音響信号無しで第1代表旗を掲揚する場合がある。信号艇以外のレース委員会艇での第1代表旗降下には、レース信号第1代表旗の「予告信号は、降下の1分後に発せられる。」の意味は持たない。

11. コースの次のレグの変更

- 11.1 コースの次のレグを変更する為に、レース委員会は新しいマークを設置し(またはフィニッシュ・ラインを移動し)実行できれば直ぐに元のマークを撤去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

12. レースの中止

- 12.1 スタートしたレースを中止する場合、艇に注意喚起するために、レース委員会信号艇以外のレース委員会艇に音響信号と共にN旗を掲揚する場合がある。信号艇以外のレース委員会艇でのN旗の降下には、レース信号N旗の「予告信号は、降下の1分後に発せられる。」の意味は持たない。

13. フィニッシュ

- 13.1 フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるフィニッシュ・マーク上のオレンジ色旗を掲揚しているポールと、ポートの端にあるフィニッシュ・マーク上のオレンジ色旗を掲揚しているポールまたは、ポートの端のフィニッシュ・マークの間とする。

14. ペナルティ

- 14.1 「NP」「SP」規則44.1に基づきペナルティを履行した艇は、大会陸上本部で入手できる『回転ペナルティ報告書』を抗議締切時間内に大会陸上本部に提出しなければならない。

15. タイム・リミットとターゲット・タイムおよびフィニッシュ・ウィンドウ

- 15.1 タイム・リミットとターゲット・タイムは次のとおりとする。

クラス	レースの タイム・リミット	マーク1の タイム・リミット	フィニッシュ ウィンドウ	レースの ターゲット・タイム
470級	70分	25分	15分	40分
スナイプ級	80分	25分	15分	50分

- 15.2 マーク1のタイム・リミット内に1艇もマーク1を通過しそうでない場合、レース委員会はそのレースを中止することができる。この項は規則32.1を変更している。
- 15.3 ターゲット・タイムどおりとならなくても、救済の根拠とはならない。これは規則62.1(a)を変更している。
- 15.4 先頭艇が、(規則30.3または規則30.4が用いられた場合、各々に違反しない先頭艇が)コースを帆走してフィニッシュ後に定められるフィニッシュ・ウィンドウ内にフィニッシュしない艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった「DNF」』と記録される。この項は規則35、A4及びA5を変更している。

16. 抗議と救済要求

- 16.1 抗議書はプロテスト委員会事務局で入手できる。
抗議、救済要求、審問の再開要求は、適切な時間内にプロテスト委員会事務局に提出されなければならない。
- 16.2 抗議締切時間は、その日の当該クラスの最終レース終了後、またはレース委員会が「本日これ以上レースを行わない」の信号を発した後70分とする。
- 16.3 レース委員会、プロテスト委員会またはテクニカル委員会からの抗議を規則61.1(b)に基づき被抗議艇に伝えるために、当該委員会は抗議の通告を掲示する。
- 16.4 審問の場所及び時刻、抗議の当事者、または証人として指名された者を競技者に知らせるために、抗議締切時刻後30分以内に通告を掲示する。
- 16.5 審問は基本的に受付順におこなう。
当事者はプロテスト委員会事務局が指定する待機所にて待機していなければならない。
- 16.6 規則42違反に対するペナルティを課せられた艇のリストは、その日のレース終了後掲示される。
- 16.7 大会最終日では、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から20分以内に提出されなければならない。この項は、規則62.2を変更している。

17. 得点

- 17.1 大会の成立には、3レースを完了させることが必要である。
- 17.2 クラス別のチーム順位は、実施された全てのレースにおける各チーム3艇の得点の合計とし、より得点の低いチームを上位とする。この項は規則A2を変更している。
- 17.3 クラス別のチーム得点がタイとなった場合は、規則A8の「艇」を「チーム」に置き換えて適用する。
- 17.4 総合得点は、両クラスに参加したチームの両クラス全ての得点合計とし、より得点の低いチームを上位とする。
- 17.5 総合の得点がタイとなった場合には、当該チームは同順位とし、その次の順位を欠位とする。
- 17.6 規則90.3(b)に規定された以下の規則に基づく失格「DNE」に対する得点は、シリーズに参加した艇の数に5を加えた得点とする。これは規則A4.2を変更している。
- ・ 規則2
 - ・ 規則30.4の最後の文
 - ・ 規則P2.2またはP2.3に適用する場合の規則42
 - ・ 規則69.2(c) (2)

17.7 掲示されたレースまたはシリーズの成績結果の中に誤りがあるとして照会する場合、艇は大会陸上本部で入手できる『得点照会要請書』を用いて照会することができる。

18. 安全規定

18.1 「NP」「SP」出艇申告と帰着申告は次のとおりとする。

- (1) 出艇しようとする競技者は、その日の08:00から09:00までの間に大会陸上本部前に用意される『出艇申告書』にサインした後に出艇しなければならない。
- (2) 帰着した競技者(レース委員会が正当な理由があると認めた場合は代理人)は、帰着後速やかに大会陸上本部前に用意される『帰着申告書』にサインしなければならない。その日の最終レース終了後の帰着申告は、その日の当該クラスの抗議締切時間までに完了させなければならない。
- (3) 帰着申告後に再出艇する場合、(『AP/H旗』、『N/H旗』での帰着、またはリタイアによる帰着後の再出艇)は随時出艇申告を受付る。出艇申告無しの再出艇は認められない。

引き続きレースが行われた場合、これらの指示違反に対するペナルティは、対象の全てのレースに対して課す。

18.2 「NP」「SP」リタイアしようとする艇は、速やかにレース・エリアを離れ、可能な限りリタイアの意思を近くのレース委員会艇に伝えなければならない。競技者は指示18.1(2)に従い帰着申告を行った後、速やかに大会陸上本部で入手できる『リタイア報告書』を提出しなければならない。

18.3 レース委員会またはプロテスト委員会は、艇が安全に帆走できないと判断した場合、リタイアを勧告することができる。また、艇が緊急救助を必要とするような危険な状態だと判断した場合、強制救助する場合がある。強制救助の判断については、艇からの救済の要求の根拠とはならない。これは規則60.1(b)を変更している。

19. 乗員表・乗員変更届の提出及び乗員の交替

19.1 「NP」「SP」艇は、その日の最初のレースの『乗員表』を指示18.1(1)の出艇申告と同時に大会陸上本部に提出しなければならない。

19.2 「NP」「SP」その日の2レース目以降に乗員を変更する場合は、『乗員変更届』をその都度大会陸上本部に提出しなければならない。
海上で乗員を交替した場合は、最初の適切な機会にレース委員会信号艇に変更がある旨を伝えた後に帰着後に『乗員変更届』を提出しなければならない。

19.3 引き続きレースが行われた場合、指示19.1、19.2違反に対して、対象の全てのレースにペナルティを課す。

20. 装備の交換

20.1 「NP」「DP」損傷または紛失した装備の交換は、テクニカル委員会の承認なしでは許可されない。

20.2 「NP」「DP」陸上で装備を交換する場合は、大会陸上本部で入手できる『装備交換申請書』をテクニカル委員会に提出し承認を受けなければならない。

20.3 「NP」「DP」海上で装備を交換する場合は、最初の適切な機会にレース委員会信号艇に装備の交換がある旨を伝え、帰着後に『装備交換申請書』をテクニカル委員会に提出し承認を受けなければならない。

21. 装備と計測チェック

21.1 艇または装備は、規則に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。

21.2 艇は水上で、テクニカル委員会イクイップメント・インスペクタまたはメジャラによる検査のために、直ちに指定したエリアに向かうことを指示されることがある。

21.3 帰着後、陸上にて指定された艇は、速やかに計測場所に艇を持ち込まなければならない。

22. 運営艇

22.1 運営艇の標識は、次のとおりとする。

運営艇	識別旗
レース委員会艇	「C」と白字で記された黒色旗
プロテスト委員会艇	「JURY」と白字で記された赤色旗
レスキュー艇	「RESCUE」と白字で記された緑色旗
メジャラ艇	「MEASURER」と黒字で記された白色旗
メディア艇	「MEDIA」と白字で記された青色旗
VIP艇	「VIP」と黒字で記された水色旗

23. 支援艇

- 23.1 支援艇とは、規則の定義にある支援者が乗艇する全ての舟艇を指す。
- 23.2 「NP」「DP」豊田自動織機海陽ヨットハーバー内では、支援艇は、主催団体が指定する棧橋以外に係留してはならない。
- 23.3 「NP」「DP」支援艇が乗員の乗降、機材の積込み、積下ろしのために一時的に豊田自動織機海陽ヨットハーバーに入港する場合でも、ヨットハーバー事務室にて所定の手続きを行い使用料の支払いをしなければならない。
一時的に入港した支援艇は、乗員の乗降、機材の積込み、積下ろしが完了次第、速やかに出港しなければならない。
- 23.4 「NP」「DP」艇の安全な出艇を確保するため、豊田自動織機海陽ヨットハーバーより出艇する支援艇は、『D旗』掲揚後10分間は係留した棧橋から離岸してはならない。
- 23.5 「NP」「DP」支援艇は、水上にいる間、大会陸上本部で貸与する『識別用リボン』を水面より1.5m以上の高さに掲揚するとともに、支給する『大学名を記した表示』を目立つように掲示しなければならない。
- 23.6 「NP」「DP」支援艇は、最初にスタートするクラスの準備信号から、後にスタートするクラスの全ての艇がスタート・ラインから離れるまで、【添付図C】に示された「スタート・エリア」および、【添付図D】に示された「艇がレースをしているエリア」の外側にいなければならない。
また全てのクラスの艇がスタートしスタート・ラインを離れた後から、全ての艇がフィニッシュするか、もしくはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、【添付図D】に示された「艇がレースをしているエリア」の外側にいなければならない。
- 23.7 「NP」「DP」支援艇は、レース委員会及びプロテスト委員会の無線通信を傍受してはならない。
- 23.8 「NP」「DP」レース委員会艇に『緑色旗』が掲揚された場合、『支援艇は、レースをしているエリアを含む全てのエリアにおいて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない。』ことを意味する。この場合、指示23.6は適用されない。

24. ごみの処分

- 24.1 ごみは支援艇に渡してもよい。
- 24.2 支援艇のないチームは、ごみをレース委員会艇に渡してもよい。

25. 賞

- 25.1 賞は次のとおりを与える。

クラス	優勝旗	賞状	賞品
470級	1位	1位～6位	1位～3位
スナイプ級	1位	1位～6位	1位～3位
総合	1位	1位～6位	1位～3位

26. 責任の否認

- 26.1 競技者は、完全に自己の責任でこのレガッタに参加する。規則4「レースすることの決定」参照。主催団体はレガッタ前、レガッタ中またはレガッタ後と、関連してこうむった物的損傷または人身傷害もしくは死亡に対するいかなる責任も負わない。

27. 大会期間中の肖像権

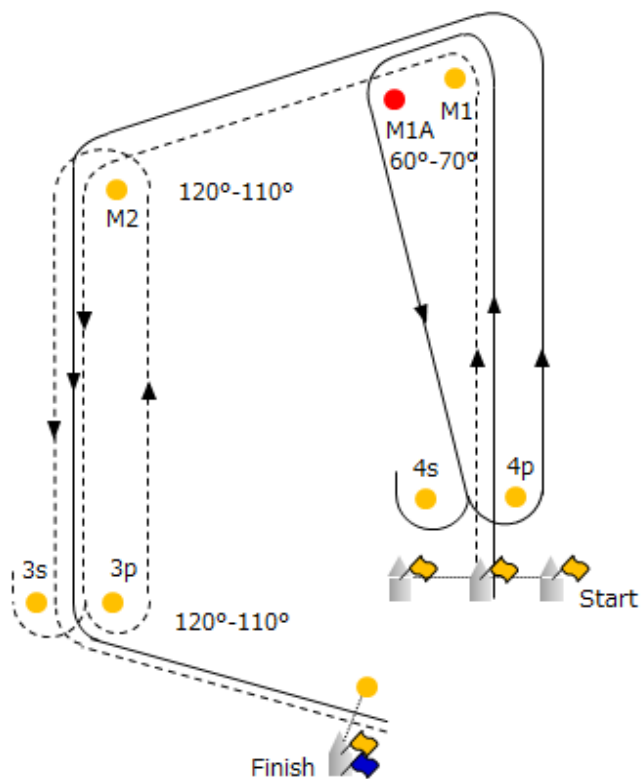
- 27.1 大会期間中の艇、選手に関する写真、ビデオ等の全ての著作物、映像に関する権利は、主催団体に帰属する。これらはホームページに掲載されることがある。

【添付図 A】「レース・エリア」



N 34. 47. 100 E 137. 16. 500を中心とした、φ1.4NMをレース・エリアとする。

【添付図 B】「コース図」



コース 0 : 破線

スタート → M1 → M2 → 3p/3s → M2
→ 3p → フィニッシュ

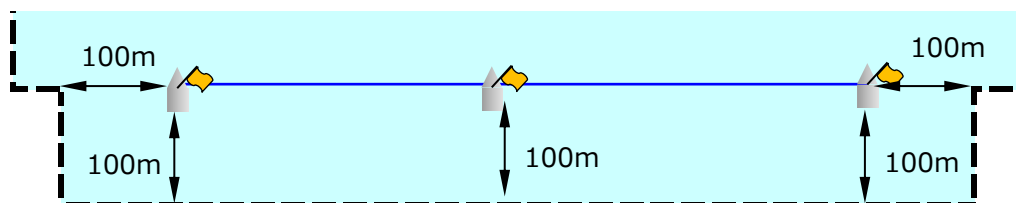
コース I : 実線

スタート → M1 → M1A → 4p/4s → M1
→ M2 → 3p → フィニッシュ

※ 4s/4pは、スタート・ラインの風上0.05Nm～
0.15Nmに設置される

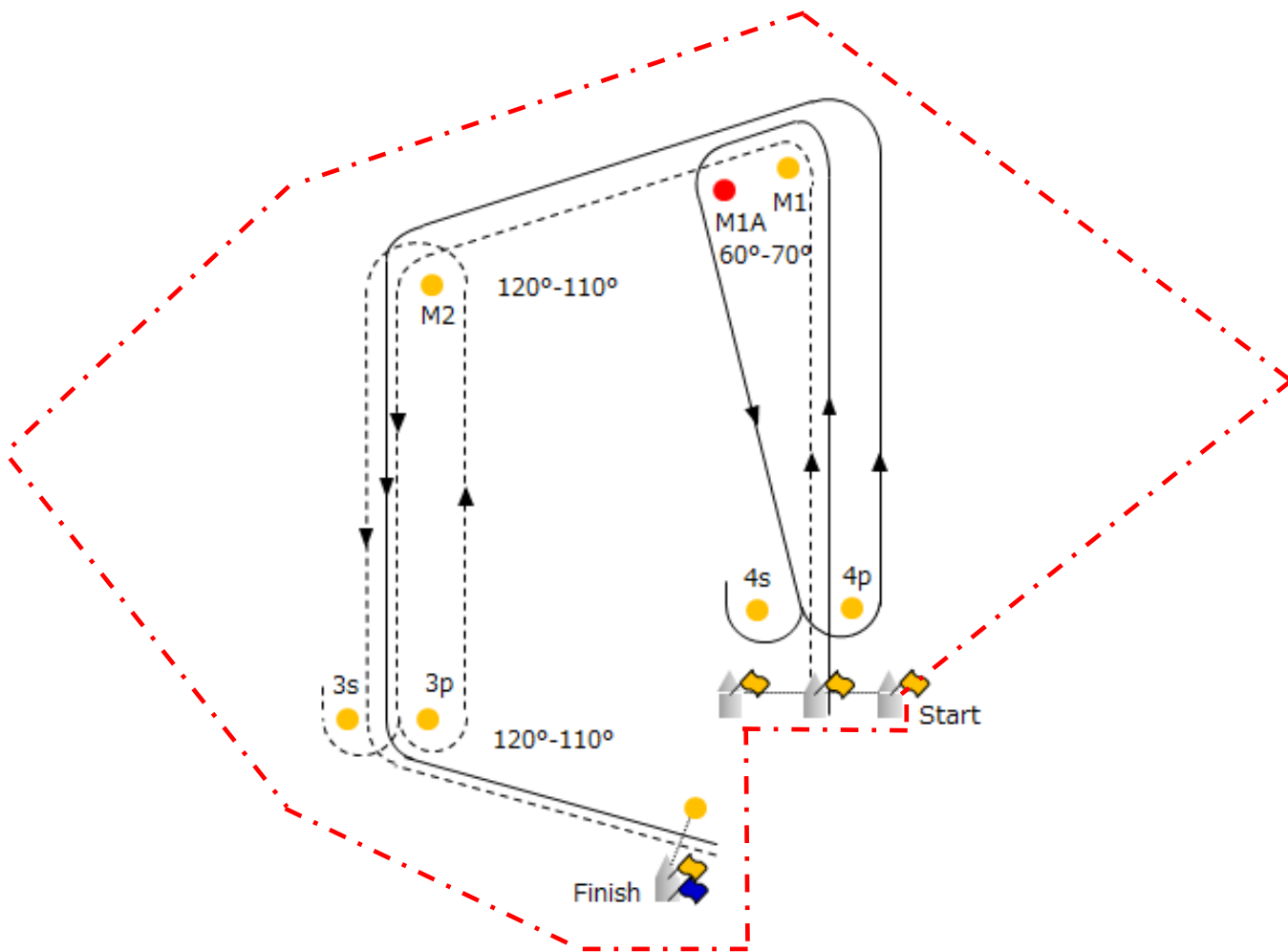
【添付図 C】「スタート・エリア」

指示10.5、および指示23.6にて規定されている「スタート・エリア」を点線で示す。



【添付図 D】「艇がレースをしているエリア」

指示23.6にて規定されている「艇がレースをしているエリア」
 この点線は、艇が帆走するであろう位置から距離100mを示している。



※ スタート後、レース委員会信号艇のポートの端とスターボードの端のピンポートは、この位置にない場合がある。

三谷港潮汐表

11月1日(木)		11月2日(金)		11月3日(土)		11月4日(日)	
小潮		長潮		若潮		中潮	
月齢 23.0		月齢 24.0		月齢 25.0		月齢 26.0	
日の出 06:11		日の出 06:12		日の出 06:13		日の出 06:14	
日の入 16:58		日の入 16:57		日の入 16:56		日の入 16:55	
満潮	干潮	満潮	干潮	満潮	干潮	満潮	干潮
12:41	05:09	14:05	06:48	01:50	08:17	03:10	09:22
186.2cm	62.0cm	192.6cm	70.0cm	171.9cm	67.3cm	190.2cm	60.5cm
23:49	18:37		20:16	15:03	21:15	15:47	22:00
164.7cm	128.5cm		111.3cm	203.2cm	87.2cm	213.9cm	62.6cm